ヘ　前号ロ⑷の措置を講じた事業主　次に掲げる額の合計額（六箇月間の当該額の合計額が前号ロ⑷の措置に係る対象者一人につき十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円。以下このヘにおいて同じ。）を超えるときは、十八万円）（同号ロ⑷の措置に係る対象者一人につき二十四箇月（当該対象者が精神障害者である場合にあつては、三十六箇月）までの支給に限る。）

⑴　前号ロ⑷の援助又は指導が、職場支援員の配置により行われた場合にあつては、当該職場支援員の配置に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額（第五項第三号ロに規定する援助を受ける者の数と合計して三人までの支給に限る。）

⑵　前号ロ⑷の援助又は指導が、職場支援員の委嘱により行われた場合にあつては、当該職場支援員の委嘱の回数に、一万円を乗じて得た額

⑶　前号ロ⑷の援助又は指導が、業務の委託により行われた場合にあつては、委託に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額

ト　前号ロ⑸の措置を講じた事業主　対象者一人につき、月額四万五千円（中小企業事業主にあつては、月額六万円）（対象者一人につき十二箇月までの支給に限る。）

チ　前号ロ⑹の措置を講じた事業主　対象者一人につき、五十万円（中小企業事業主にあつては、七十万円）

リ　前号ロ⑺の措置を講じた事業主　職場定着支援計画の初日から六箇月ごとに区分した各期間（六箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）における次の⑴から⑶までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

⑴　障害者就労支援講習に要した経費が、一の期間において五万円以上十万円未満の事業主　二万円（中小企業事業主にあつては、三万円）

⑵　障害者就労支援講習に要した経費が、一の期間において十万円以上二十万円未満の事業主　四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円）

⑶　障害者就労支援講習に要した経費が、一の期間において二十万円以上の事業主　九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）

3　前項第一号ロ⑵又は⑶の措置を次に掲げる者に対して講じた場合における同項第二号ロからホまでの規定の適用については、同号ロ中「三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「四十万円（中小企業事業主にあつては、五十四万円）」と、同号ハ中「十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「二十万円（中小企業事業主にあつては、二十七万円）」と、同号ニ中「六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは「九十万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」と、同号ホ中「三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）」とあるのは「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とする。

一　重度身体障害者

二　重度知的障害者

三　精神障害者